

8

ブルータウン鈴蘭台住宅地

協定区域	北区君影町6丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1976年9月1日
	面積	7,231.03 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 1990年12月4日 更新 2001年9月18日 更新 2011年9月16日 更新 2021年9月16日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2021年9月16日～2031年9月15日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物は1区画に1戸建てとし、敷地分割をしないこと。
- (2) 建築物の用途は、専用住宅、診療所及び次に掲げる兼用住宅とすること。
- ア 事務所
 - イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗
 - ウ 理髪店、美容院
 - エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (3) 敷地、地盤は現況を著しく変更しないこと。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

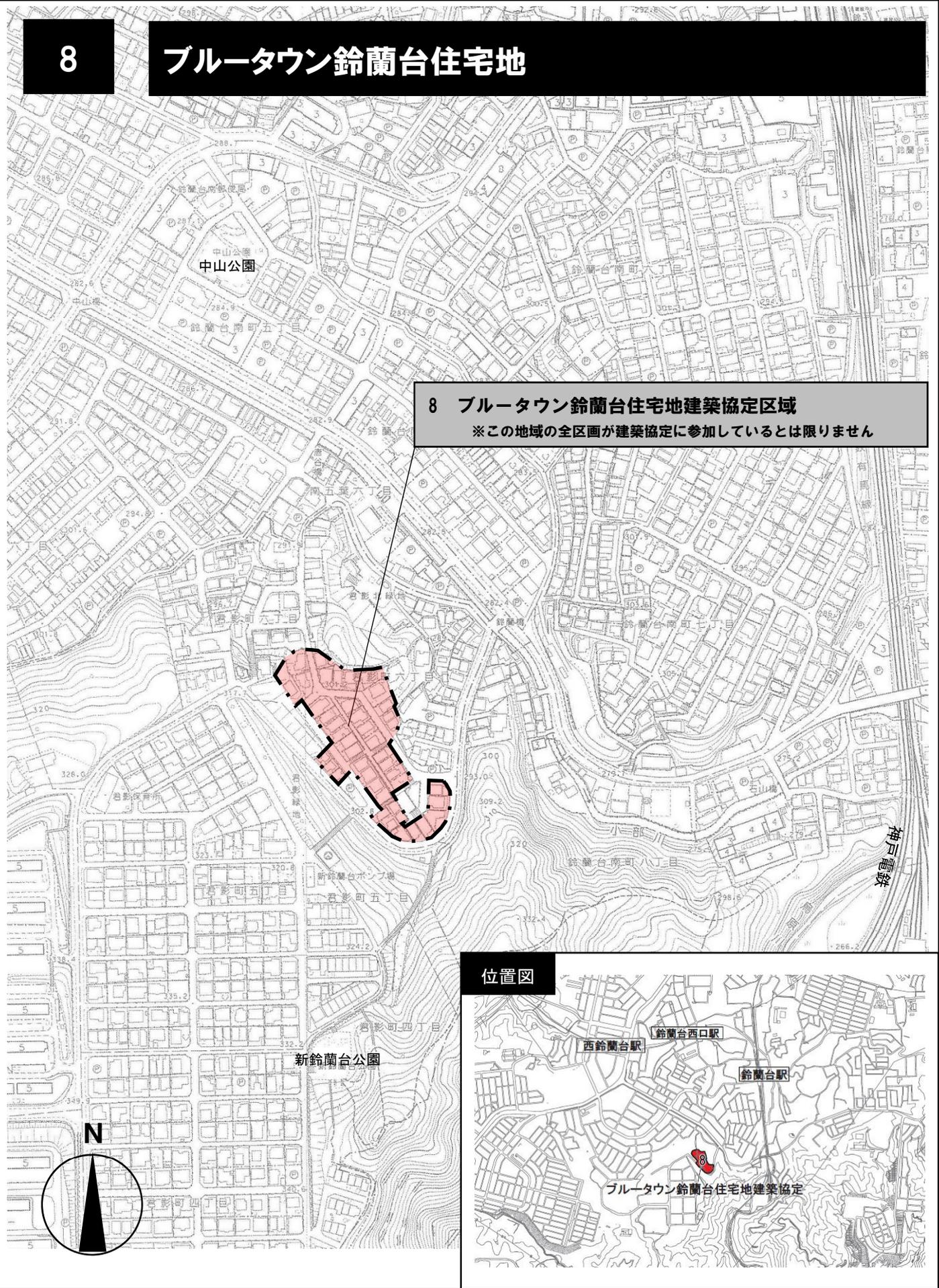
運営委員会連絡先

委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

8 ブルータウン鈴蘭台住宅地建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

